



祭り・イベント等開催に向けた 感染拡大防止ガイドライン

公益社団法人 日本青年会議所

2020年 9月23日 策定

2021年12月26日 改訂

第04版

1. はじめに	- 2 -
2. 基本的な考え方	- 2 -
3. 祭り・イベント等の開催時の感染防止策について	- 4 -
4. 緊急事態宣言が発令された場合	- 4 -
5. まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合について	- 4 -
6. 祭り・イベント等の開催における検査の更なる活用・徹底	- 5 -
(1) 参加者募集時の対応	- 7 -
(2) 開催の周知広報	- 8 -
(3) 会場準備	- 8 -
(4) 参加受付時の対応	- 13 -
(5) 参加者への対応	- 14 -
⑤ 参加者・来場者の管理	- 15 -
⑥ 祭り・イベント等の関係者の管理	- 16 -
(6) 来場者への対応	- 16 -
(7) 祭り・イベント等の関係者に感染が疑われる者が発生した場合	- 17 -
(8) 神輿や山車、太鼓のバチ等の共用する楽器等の取扱い	- 18 -
(9) 参加者が演舞等を行う際の留意点	- 19 -
(10) 保健所との関係	- 19 -
(11) その他留意事項	- 20 -

1. はじめに

本ガイドラインは、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、政府や各都道府県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、公益社団法人日本青年会議所及び各都道府県の青年会議所が、青年会議所主催の祭り・イベント等の開催・運営を行うに当たり、留意すべき事項を取りまとめたものです。また、本ガイドラインは、青年会議所のみならず、様々な団体が不特定多数の集う祭り・イベント等（※）を開催する際の参考とされ、全国的に祭り・イベント等が開催されることにより、日本経済の活性化を促進することも併せて目的としています。

また、本ガイドラインでは、以下に記載する2種類の祭り・イベントを想定しています。

①地域の祭り・イベント（開催地域以外からの来場者が想定されにくい地元で開催されるもの）

②入退場管理を行う祭り・イベント（来場者の出入りを管理することができるもの）

公益社団法人日本青年会議所及び全国の青年会議所は、祭り・イベント等の主催者（以下、「主催者」という。）として、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程（以下、「準備過程」という。）も含め、祭り・イベント等の参加者（運営等に携わらない不特定多数の参加する個人をいう。）及び関係者（主催者以外で運営に携わる個人・団体・組織をいう。以下同じ。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各祭り・イベントの特性を勘案し、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理することが求められます。なお、各事項の整理に当たっては、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設使用制限等に係る留意事項について」（令和3年5月7日）、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定も参照してください。また、障がい者や高齢者等、参加者の特性にも配慮する必要があります。

なお、祭り・イベント等の実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

2. 基本的な考え方

(1) 祭り・イベント等の開催について

祭り・イベント等の開催に当たっては、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。なお、都道府県の方針に従うことが大前提で

あり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県担当部署への御相談をお願いします。

また想定よりも多くの来場者が会場に集まった場合や来場者の出入管理や行動管理を適切に行えない場合、主催者の判断で中止等の必要な判断をとることが求められます。

(2) 新型コロナウイルスの基本対策について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策（感染している可能性の高い人を祭り・イベント等に参加させない）とデルタ株等の変異株の拡大を踏まえた感染経路対策が重要である。以下の要素から構成される。

【感染源対策】

- 参加者・関係スタッフ対策（注意喚起、体調チェックなど）

【感染経路対策】

- 飛沫感染リスクへの対策

- ・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえたマスクの正しい着用

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

- ・身体的距離（原則 2m、最低 1m）の確保（密集対策）
- ・マスクをしない状態での会話を控える（密接対策）

- エアロゾル（マイクロ飛沫）感染リスクへの対策

- ・大声や歌唱など、エアロゾルが発生しやすい行動を控える
- ・法令にもとづく屋内・室内の換気による密閉防止（密閉対策）

- 接触感染リスクへの対策

- ・多頻度接触面の定期的なふき取り消毒
- ・共用するモノの消毒または共用の中止
- ・手洗い・手指消毒の徹底
- ・消毒

- 三密（密閉、密集、密接）いずれかひとつでも生じやすい場面を避ける

3. 祭り・イベント等の開催時の感染防止策について

祭り・イベント等の開催時の感染防止策について、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、祭り・イベント等を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各行事の特徴を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者・関係者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。

また、各事項についてはチェックリスト化し、適切な場所（会場内の受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者のみならず、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

なお、各事項の整理に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のホームページや厚生労働省「新型コロナウイルス感染症特設ページ」等に「新しい生活様式」、「感染リスクの高まる5つの場面」他、分科会提言や飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスが示されているので、そちらもご参照ください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

4. 緊急事態宣言が発令、国の通知や各都道府県の要請が発令された場合

①新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令された場合は、適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等を遵守してください。

②新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が実施される場合は、適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等を遵守してください。

※なお、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令されていない場合においても、国の通知や各都道府県の要請に従ってください。

5. まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合について

（1）通常時の感染対策を行った上で、下記の内容を追加でおこなうものとします。

（2）開催地が重点措置区域である場合

① 国や開催自治体、会場のガイドラインに従い条件を設定することとします。

② 業種別ガイドラインを遵守します。また、国の接触確認アプリ「COCOA」や自治体におけるQRコード読取システムをはじめとする追跡システムの導入、参加者名簿の作成

など追跡対策を徹底します。

- ③ 人数上限や収容率については、適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等条例等を遵守します。
- ④ 人数上限や収容率については「適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等条例等を遵守してください。」
- ⑤ 施設利用可能時間（撤収も含む）が営業時間短縮要請時間と考えたスケジュールを組みます。
- ⑥ 重点措置区域では営業時間の変更を要請された時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう呼びかけます。

6. 祭り・イベント等の開催における検査の更なる活用・徹底

令和3年6月1日付けで「職場における積極的な検査等の実施手順」が示されました。初動対応における接触者の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等、に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」が改訂されました。

祭り・イベント等は、事業者の常設の職場などと異なり「職場における積極的な検査等の実施手順」がそのまま適用できない部分がありますが、同手順を基本に祭り・イベント開催時および準備過程における検査の活用については以下の通りとします。

- ① 祭りイベント等の関係スタッフは準備段階から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ② 体調が悪い場合には祭りイベント会場に行ったり、運営業務に従事したりせず、自宅等で療養し、かかりつけ医、受診・相談センターに相談するルールを徹底すること。
- ③ 連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）と祭りイベントの主催者・運営管理者等とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておくこと。また、連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応すること。

- ④ 検査が陰性であっても症状が軽快するまで運營業務に従事せず、療養を行うこと。
- ⑤ 会場において少しでも体調が悪い関係スタッフが見出された場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、かかりつけ医、受診・相談センターに相談する。すぐに受診できない状況で、検査ができる環境であれば、ガイドラインに従って、そのスタッフに対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。
- ⑥ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること。
- ⑦ 抗原簡易キットの購入にあたって
- (1) 連携医療機関を定めること
 - (2) 医療従事者または検体採取に関する注意点等を理解したスタッフの管理下での自己検体採取をすること
 - (3) 国が承認した抗原簡易キットを用いること
- ⑧ 抗原簡易キットは、体外診断用医薬品であり、抗原簡易キットを使用した検査のための検体採取や結果の判定についても可能な限り医療従事者の管理下で実施すること。
- ⑨ 連携医療機関の医師が確定診断を行う。陽性と診断されれば、保健所に届出を行う。
- ※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記参照のこと。
- [\(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順\(第2版\)について」\)](#)
- [\(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」\)](#)
- また、運營業務においてスタッフ同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い環境では、PCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。

【開催準備時の対応】

(1) 参加者募集時の対応

主催者は、参加募集に際し感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求める必要があります。

また、これを遵守できない参加者又は①（ア）～（エ）に該当することが判明した参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、祭り・イベント等への参加の取り消しや途中退場を求めることがあり得ることを周知する必要があります。

なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（開催当日、主催者に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う）。

（ア）体調がよくない場合（例： 37.5 度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）

（イ）参加者本人が濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない場合

（ウ）同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合

（エ）政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

- ② マスク等を持参し、正しく着用すること（室内や参加受付時や会話をする際、また、列に並ぶ際、誘導など声を発する際、観覧中にもマスク等を必ず着用すること）。着替え時など、マスクを一時的に外さざるを得ない場合は、マスクを着用しない状態での会話を控えること。

- ③ 石けんによる手洗いまたはアルコール消毒液（濃度 70%以上 95%以下のエタノール等）などによるこまめな手指消毒を実施すること。

- ④ 他の参加者、関係スタッフ等との距離（できるだけ 2 mを目安に（最低 1 m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

⑤ 声援や掛け声等の発声を自粛すること。

⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

(2) 開催の周知広報

主催者は感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。

① マスクの正しい着用、手洗いやアルコールなどによる手指の消毒を徹底すること。

② 身体的距離の確保を徹底すること。

③ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

④ 飲食時は対面と会話を控えること。

(3) 会場準備

主催者は開催会場において、以下の内容を踏まえつつ、各行事の特徴を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、十分な感染予防対策を講じる必要があります。

① アルコールなどの消毒場所

参加者が開催中にアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう、以下に配慮してアルコールなどの消毒場所を確保することが必要です。

(ア) 手指消毒用アルコール等を用意すること。

(イ) 「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をすること。

(ウ) パレードや練り歩き等では、始点、休憩所、終点にできるだけアルコールなどの消毒場所を確保すること。

② 更衣室、休憩・待機スペース、喫煙所

更衣室、休憩・待機スペース、喫煙所は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。主催者は、着替えのための更衣室や、一時的な休憩をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

(ア) 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者との適切な距離（少なくとも1m以上）が保てない状態となることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く）

(イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

(ウ) 着替え等のやむを得ない場合以外は、マスクを常に正しく着用すること。マスクを着用していない時は、会話を控えること。

(エ) 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照する。

(オ) 換気機能のある空調装置または換気扇を常に回す、ドアを開ける等、外気導入による換気を徹底すること。家庭用エアコンの多くは室内の空気を循環させて冷暖房を行う仕組みなので、換気機能がないことに留意する。

(カ) 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとしてください（水分補給等はお祭り中も認められます）。なお、飲食スペース等での飲食時には対面およびマスクを外した状態での会話を避けるとともに、特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、一層の注意が必要です。

③ 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。主催者は、参加者が利用する洗面所（トイレ）について、換気を行うほか、以下に配慮して管理することが求められます。

（ア）トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー、便器の蓋・便座、温水シャワーの操作盤等）については、こまめに消毒すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

（イ）トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

（ウ）アルコールなどの手指消毒液を用意すること。

（エ）「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をすること。

（オ）共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

（カ）トイレに並ぶ際は、前後の間隔を開けて並び、マスクを着用すること。

（キ）洗面所での歯磨きやうがいは飛沫やエアロゾルによる集団感染リスクが高いので、共用の洗面所での歯磨きやうがいはできるだけ控える。歯磨きやうがいの必要な場合は、周囲の人との距離を十分とり、換気のよい状態で行うこと。

④ 車内

会場準備のための車輦内でも、マスク着用、換気、対人距離の確保、会話の自粛等基本的感染防止策を徹底します。

⑤ 飲食物の提供

主催者は、飲食を提供する個人または団体に対して以下に配慮して十分な感染予防対策を講じる必要があります。

（ア）従業員及び購買者双方のマスクの正しい着用、およびアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防

止に努めること。

(イ) キャッシュレスによる決済をできる限り推奨すること。

(ウ) 店舗内（入口や洗面所など）に手指消毒液を設置すること。

(エ) 券売機等を利用の際は、特にボタン、現金投入口・釣銭口、チケット取出し口等、利用者が頻繁に触れる箇所に注意して清掃または消毒を実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

(オ) 回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないようにすること。

(カ) 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収し、廃棄時はごみ箱の蓋や周囲に触れないように注意すること。ごみ処理に携わるスタッフは、廃棄物からの飛沫感染を予防するためマスクとともにゴーグルを着用することを推奨します。

(キ) テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（H A C C Pによる管理など）は徹底して実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

(ク) ソースやマヨネーズなどの卓上調味料は使いまわしをせず、個包装の調味料を必要な人が利用するようにすること。

(ケ) 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとしてください（水分補給等はお祭り中も認められます）。なお、飲食スペース等での飲食時には対面を避けるとともに、特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、一層の注意が必要です。

(コ) 飲食の提供に当たっては、人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

⑥ 祭り・イベント等の会場

祭り・イベント等を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底しましょう。

乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行いましょう。

また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置しましょう。

HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とします。

大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。

⑦ 出店等の設置

出店等を設置する際には、参加者が適切な距離を保てるよう、店舗間の距離を十分に保つ必要があります。また、参加者の接触が少なくなる等の配慮を行う必要があります。また、出店者はマスクを正しく着用し、参加者との間にビニールシート等を設置することを推奨します。可能であれば、キャッシュレス決済の導入も推奨します。

⑧ ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、手袋やマスク・ゴーグル等を着用することが求められます。また、手袋やマスク・ゴーグル等を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うか、アルコールで手指消毒することが必要です。

【開催当日の対応】

(4) 参加受付時の対応

主催者は当日の受付時に参加者が適切な距離を保ち、安全に祭り・イベント等を開催・実施するため、以下に配慮して会場内での受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付場所には、アルコールなどの手指消毒剤を設置すること。
- ② 受付時に参加者の検温と体調確認を行い、発熱、倦怠感、また軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、体温計などで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる)
- ③ 受付場所では、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで受付スタッフと参加者を遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2 mを目安に(最低1 m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフにマスクを正しく着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受、チケット配布等を避けるようにすること。
- ⑦ 受付や入場料窓口担当スタッフは、定期的に手洗い・手指消毒を行うこと。
- ⑧ 当日の受付のほか、開催前日の受付対応を行うなど当日の混雑を極力避けること。
- ⑨ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。

(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(5) 参加者への対応

主催者は参加者に対して当日の行動として下記の項目に配慮した行動をすることが求められます。

① 自宅での検温の実施等

以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請します。（下記（ア）～（エ）に該当する者を「有症状者等」という。以下同じ。）

（ア）体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）

（イ）参加者本人が濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない場合

（ウ）同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合

（エ）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

上記の他、感染防止のために主催者が講じるその他の対策を遵守し、また主催者の指示に従うことを参加者に要請します。

② 入口における体温チェック

主催者は参加者に対して体温チェックを行い、37.5℃以上の場合は参加不可とする。

③ マスク等の準備

主催者は、参加者がマスク等を準備しているか確認することが必要です。マスクを準備していない場合は、必要に応じて、マスクの配布・販売等を検討します。なお、祭り・イベント等参加中のマスク等の着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替えや神事等の間、特に会話する時にはマスク等の着用を求めることが考えられます。

（※）マスク等を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高

くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスク等を外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

④ 参加者への周知・広報

主催者は、参加者に対し、以下について周知・広報を行います。

- 正しいマスクの着用、アルコールなどによる手指消毒の徹底すること。
- ユニフォームや衣服をこまめに洗濯すること。
- 身体的距離の確保を徹底すること。
- 祭り・イベント中の食事は原則持ち帰りとし、飲食スペース等での飲食時は対面と会話を可能な限り控えること。
- 飲食を行う場合は、飲食用に感染防止策を行ったエリアで行うことを周知すること。
- 車輦での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底に留意する。
- あらかじめ新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知し、し、利用者の QR コード読取を奨励する。また、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する。
(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
COVID-19 Contact-Confirming Application
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 感染防止のため主催者が定めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

有症状者等は参加しないよう要請します。入場整列時に、参加者が距離をとって並べるよう、目印等の設置を行います。密集状況が発生しないよう、余裕を持った休憩時間を事前に設定し、トイレ等の混雑の緩和に努めます。大声での会話や応援等は控えるよう個別に促します。

また、飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとしてください（水分補給等はお祭り中も認められます）。なお、飲食スペース等での飲食時には対面を避けるとともに、特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、一層の注意が必要です。

⑤ 参加者・来場者の管理

主催者は、別添の参加者把握シート等も活用し、参加者・来場者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は3週間より長い期間保管します。参加者・来場者に対しては、こうした情報が

必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずることとします。また、想定よりも多くの来場者が会場に集まった場合や来場者の出入管理や行動管理を適切に行えない場合、主催者の判断で中止等の必要な判断をとることが求められます。

⑥ 祭り・イベント等の関係者の管理

主催者は、祭り・イベント等の関係者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は3週間より長い期間保管します。祭り・イベント等の関係者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずることとします。

⑦ 参加前後の留意事項

祭り・イベント等に参加する個人や団体は、開催前後のミーティングや懇親会等においても、密閉、密集、密接の状況を回避することを含め、基本的な感染予防対策を確実に実行することとします。特に飲食時には、対面での着席を避ける、食事中に会話する場合はマスク等を着用する、大声を出さない、などのより一層の注意が必要です。また、開催前に関係者に衛生管理教育を行うことも推奨されます。

(6) 来場者への対応

主催者は来場者に対して当日の行動として下記の項目に配慮した適切な行動をすることが求められます。

- ① 自宅での検温を実施すること
- ② マスク等の正しい着用、アルコールなどの消毒による手指の消毒の徹底すること。
- ③ 参加者と観覧席の距離をとる等社会的距離の確保を徹底すること。参加者との身体的距離を保ち、観覧席から出て参加者に近寄る、触れる等、感染リスクの高い行動を控えること。

- ④ 飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での食事を行わないこと。飲み物を飲む際には、対面とならないよう注意すること。観覧席等においての食事を行わないようにすること。
- ⑤ マスクを着用している場合であっても、来場者同士の会話を控えること。
- ⑥ 来場者同士の会話を控えること。
- ⑦ 来場者の声援や掛け声等を自粛すること。
- ⑧ 有症状者等は参加しないよう要請すること。
- ⑨ 販売整列時に、来場者が距離をとって並ぶよう誘導すること。
- ⑩ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。

(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(7) 祭り・イベント等の関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて帰宅させ、自宅待機とします。
- 対応するスタッフは、マスク、手袋、ゴーグルの着用を徹底します。
- 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- 発熱等、感染が疑われる症状が出た者は、医療機関または受診・相談センター等に相談の上、受診可能な医療機関で新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており (a)

発熱以外の症状(b)が改善傾向である。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

(8) 神輿や山車、太鼓のバチ等の共用する楽器等の取扱い

主催者は、神輿や山車、太鼓のバチ等の共有する楽器を使用する際は、以下に配慮して行うことが求められます。また、笛など口を付ける楽器は共用しないよう求められます。

- ① 神輿等を担ぐ場合には、身体的距離を取ることが困難であること、呼気が激しくなることなどが予想されるため、実施にあたり、主催者等による慎重な判断が求められます。
- ② 山車等を牽く場合には、社会的距離を取り、十分な休息を取りつつ、複数の者が同じ場所を触らないよう配所するなど、実施にあたり、主催者等による慎重な判断が求められます。
- ③ 参加者が神輿等を担いだり、山車等を牽いたりする場合には、72 時間前以内に採取した検体による PCR 検査または抗原検査で陰性であることの確認を求めるか、会場において事前に簡易検査キットによる抗原検査で陰性を確認することも検討します。
- ④ 共用物に触れる前に、アルコールなどでの手指消毒を行うよう促すこと。
- ⑤ 自宅での検温の実施と、以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請し、主催者から求められた場合に提出ができるよう努めなければいけません。(下記(ア)～(エ)に該当する者を「有症状者等」という。以下同じ。)

(ア)体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合)

(イ)参加者本人が濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない場合

(ウ)同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合

(エ)新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合

(オ)過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

(9) 参加者が演舞等を行う際の留意点

主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

祭り・イベント等の種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けることが必要です。(介助者や誘導者の必要な場合を除く)

運動強度が高い演舞等はできるだけ避け、それ以外の演舞等の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当です。

② その他

(ア)祭り・イベント等の最中に、唾や痰をはくことは厳禁、大声を出すことも極力行わないこと。

(イ)タオルや法被、ハチマキ、タスキ等の共用はしないこと。

(ウ)飲食については、飲食用の感染防止策を行ったエリア以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、パーティーションの活用も検討するほか、会話は控えめにすること。また、同じ大皿での取り分けや回し飲み・お酌はしないこと。節度ある適度な飲酒を心掛けるよう周知する必要があります。また過剰な飲酒等が行われないよう、防止に努めなくてはなりません。

(エ)有症状者は、舞踊等の練習を控えるようにしてください。

(10)保健所との関係

主催者は、感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、地域の医療機関や所轄の保健所、受信・相談センターとの連絡体制を整えます。感染者が発生した場合には、別添感染者発生連絡チェックシート等の活用も検討することとします。

(11) その他留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、隔離できる救護スペースを準備しておく必要があります。また個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた緊急連絡先（携帯電話番号等）を含む情報を、期間を定めて保存しておく必要があります。また個人情報については3週間より長い期間保管します。保管期間終了後の個人情報は、適切に廃棄し、廃棄したことを記録します。

また、祭り・イベント等の終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

以上